

就労定着支援にかかるQ&A

H30.10変更

No.	項目	質問	回答
1	支給決定	就労定着支援の対象者要件「就労を継続している期間が6月以上」というのは、例えば4/15に就職した人はいつから支給決定が可能か。	10/15より支給決定可能となる。
2		10/15からサービスを利用する場合、支給期間の終期はどうなるのか。	他のサービスと同様、1年後の月末(10月末)までの支給となる。
3		支給決定前に転職をした場合、前の就労先と併せて就労継続期間が6月経過すれば、サービスの支給決定が可能か。	支給決定前に転職した場合はサービスの対象外となる。必要に応じて障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐなど、必要な支援をお願いしたい。 再度、就労移行支援事業所等の利用を経て就職した場合、就労継続期間6月経過後、改めて支給決定が可能となる。
4		支給決定前に休職した場合、「6月以上」の考え方はどうなるか。	就労継続期間(休職期間を含む)6月経過後に、支給決定が可能。 支給決定後に休職した場合も同様の考え方となり、休職期間は42月に含まれる。
5		トライアル雇用やチャレンジ雇用の考え方は。	「就労」とみなされる。
6		トライアル雇用中に就労移行支援を利用していた場合、いつから支給決定が可能か。	この場合、就労移行支援の利用終了後、さらに就労継続期間6月経過後に就労定着支援の支給決定が可能となる。そこから3年が利用期間となる。
7		就労継続期間6月経過後にサービスの利用を希望せず、後刻、改めてサービスの利用を希望する場合は支給決定可能か。	障害者本人がサービスの必要性を理解できず利用を希望しなかったが、一定期間経過後、就労に伴う環境の変化により生活面や就労面で困難さを実感し、改めてサービスの利用を希望することは想定されるため、支給決定は可能とする。ただし、その際の支給期間は、42月から就労継続期間を除いた期間となる。
8	申請書類	セルフプランでも可能か。	可能である。
9		申請時に在職証明書が間に合わなかった場合は、どう対応したらいいか。	この場合、一旦、就労定着支援事業所が就労確認書を提出することにより、支給決定可能とする。ただし、在職証明書は後日すみやかに提出すること。
10	認定調査	認定調査は必要か。	以前、就労移行支援等のサービスを利用していた際の調査結果を用いるため、不要とする。 ただし、本人の状態等が大きく変化した場合は、調査を実施する。
11	暫定支給決定	暫定支給決定は必要か。	職場定着を推進していく観点から、暫定支給決定を経ないで利用できるサービスである。
12	支給決定後	支給決定後に転職した場合、サービスは利用できなくなるか。	離職した後1月以内に他の通常の事業所に雇用された場合は、引き続きサービスの利用は可能とする。(支給期間はリセットされない。)また、本取扱いは1回限り認められる。
13		支給決定後に離職し、1月以上経過後に転職した場合、サービスは利用できなくなるか。また2回目の離職の場合はどうか。	いずれもサービスの対象外となるため、申請窓口へ受給者証の返還手続き等を行うこと。必要に応じて障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐなど、必要な支援をお願いしたい。
14		就労定着支援を利用中に、一般就労している者の日中活動系サービスの支給決定は可能か。	就労移行等のサービス内容には、利用者が就職した日から6月以上就労定着のための支援をすることが含まれている。従って、サービス内容が重複することとなるため、支給決定は不可となる。
15		サービスの利用を途中で希望しなくなり支給を取り消したが、後刻、改めてサービスの利用を希望する場合は支給決定可能か。	No.7の考え方に準じ、支給決定は可能とする。 ただし、その際の支給期間は、42月から就労継続期間を除いた期間となる。
16	標準利用期間	標準利用期間は3年だが、必要があれば標準利用期間を超えての更新は可能か。	例外なく、標準利用期間を超えての更新はできない。
17	その他	利用者負担はあるか。	他のサービスと同様、所得に応じた利用者負担あり。